

工事成績採点の審査項目別運用表の一部改定について（令和 7 年 4 月）

工事成績採点の審査項目別運用表

| 改定前 | | | 改定後（改定箇所：赤字の部分） | | |
|---|----------|---|---|----------|---|
| 表紙 適用基準日：令和6年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。 | | | 表紙 適用基準日：令和7年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。 | | |
| 別紙－1③（監督職員） | | | 別紙－1③（監督職員） | | |
| 考 査 項 目 | 細 別 | 工夫事項 | 考 査 項 目 | 細 別 | 工夫事項 |
| 2. 施工状況 | Ⅱ. 工程管理B | <input type="checkbox"/> 8) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。 注) 7)～8) について、週休2日工事（交替制）の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替える。 <input type="checkbox"/> 9) 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 <input type="checkbox"/> 10) その他 | 2. 施工状況 | Ⅱ. 工程管理B | <input type="checkbox"/> 8) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成するとともに、週休2日の推進に向け、積極的な取組を行った。 <input type="checkbox"/> 9) 完全週休2日（土日）以上の水準に達する状態を達成した。 注) 7)～9) について、週休2日工事（交替制）の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替える。 <input type="checkbox"/> 10) 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 <input type="checkbox"/> 11) その他 |

工事成績採点の審査項目別運用表の一部改定について（令和 7 年 4 月）

工事成績採点の審査項目別運用表

| 改定前 | | | 改定後（改定箇所：赤字の部分） | | |
|---------|---------|---|-----------------|---------|---|
| 別紙－1 ⑩ | | (監督職員) | 別紙－1 ⑩ | | (監督職員) |
| 審査項目 | 細別 | 工夫事項 | 審査項目 | 細別 | 評価対象項目 |
| 5. 創意工夫 | I. 創意工夫 | <p>【建設キャリアアップシステム（CCUS）活用】</p> <p>□当該工事においてCCUSを活用し、以下の①～③すべてを達成した場合は1点の加点とする。</p> <p>① 平均登録事業者率 90%</p> <p>② 平均登録技能者率 80%</p> <p>③ 平均就業履歴蓄積率 50%</p> | 5. 創意工夫 | I. 創意工夫 | <p>【建設キャリアアップシステム（CCUS）活用】</p> <p>□当該工事において「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」を適用し、以下の①～②すべてを達成した場合は1点の加点とする。</p> <p>①施工体制登録技能者率60%以上</p> <p>②就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持</p> |

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和 7 年 4 月）

工事成績評定の留意事項

| 改定前 | | 改定後（改定箇所：赤字の部分） | |
|------|--|-----------------|--|
| 別紙—5 | | 別紙—5 | |
| ページ | 内容 | ページ | 内容 |
| P 5 | <p>6 週休2日の確保と評価の関連について（省略）</p> <p>6-3 評価の方法</p> <p>(1) 週休2日に取り組み、達成が確認された場合は、以下の評価対象項目を評価します。</p> <p>【通期の週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B）</p> <p><input type="checkbox"/> 7) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>【月単位の週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B）</p> <p><input type="checkbox"/> 8) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>（参考）工程管理B及び安全対策Bの評価の判断基準について 工程管理B及び安全対策Bの判断基準については、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行うこととしていますが、その目安については以下のとおりです。</p> <p>※ 該当項目が3項目以上・・・・・・・・・・ a ※ 該当項目が2項目・・・・・・・・・・ b ※ 該当項目が1項目・・・・・・・・・・ c （以下省略）</p> | P 5 | <p>6 週休2日の確保と評価の関連について（省略）</p> <p>6-3 評価の方法</p> <p>(1) 週休2日に取り組み、達成が確認された場合は、以下の評価対象項目を評価します。</p> <p>【通期の週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B）</p> <p><input type="checkbox"/> 7) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>【月単位の週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B）</p> <p><input type="checkbox"/> 8) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成するとともに、週休2日の推進に向け、積極的な取組を行った。</p> <p>（参考：積極的な取組の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間の8割以上で完全週休2日を達成した。 ・週休2日の達成状況を現場に掲示するなど、積極的に取り組んでいることをPRした。 ・定期安全研修・訓練等においてパンフレットを配布する等、下請業者への週休2日の普及に努めた。 ・月単位の週休2日の達成に向け、年度末等の作業が集中する時期に、会社として支援体制が構築されていた。 <p>【完全週休2日（土日）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B）</p> <p><input type="checkbox"/> 9) 完全週休2日（土日）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>（参考）工程管理B及び安全対策Bの評価の判断基準について 工程管理B及び安全対策Bの判断基準については、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行うこととしていますが、その目安については以下のとおりです。</p> <p>※ 該当項目が3項目以上・・・・・・・・・・ a ※ 該当項目が2項目・・・・・・・・・・ b ※ 該当項目が1項目・・・・・・・・・・ c （以下省略）</p> |

工事成績採点の審査項目別運用表の一部改定について（令和 7 年 4 月）

工事成績評定の留意事項

| 改定前 | | 改定後（改定箇所：赤字の部分） | |
|------|--|-----------------|--|
| 別紙－5 | | 別紙－5 | |
| ページ | 内容 | ページ | 内容 |
| P 6 | <p>7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連について「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」において、CCUS活用し、以下の①～④全てを達成した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。（ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p> <p>①平均登録事業者率90% ②平均登録技能者率80% ③平均就業履歴蓄積率50%</p> <p>なお、受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を達成できなかった場合であっても、減点はいりません。 ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。</p> | P 6 | <p>7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連について当該工事において、「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」を適用し、以下の①～②全てを達成した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。（ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p> <p>①施工体制登録技能者率60%以上 ②就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持</p> <p>なお、受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を達成できなかった場合であっても、減点はいりません。 ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。</p> |